



歯科診療報酬点数早見表 (平成 18 年 10 月 1 日実施)

※赤字は、10 月より変更になった部分

注：() の点数は 5 歳未満の乳幼児もしくは著しく歯科診療が困難な障害者を診療した場合の点数、歯科訪問診療料算定患者(著しく歯科診療が困難な障害者は除く)については項目の左に * 印を付した診療を行った場合に < > または () の点数を算定し、それ以外の行為は所定点数を算定、老人保健法に基づく老人特掲診療料は、一般の点数により算定。

初診	歯科初診料	180	時間外 +85	休日 +250	深夜 +480	乳 +40	乳時間外 +125	乳休日 +290	乳深夜 +620	障 +175	障通 +250	乳+障 +215	乳+障通 +290
	歯科再診料	38	時間外 +65	休日 +190	深夜 +420	乳 +10	乳時間外 +75	乳休日 +200	乳深夜 +530	障 +175	乳+障 +185	注) 初・再診料の乳加算は 6 歳未満が対象	

文書により情報提供を行った場合に算定	
医学管理	歯科疾患総合指導料 1 (歯科衛生士 1 名以上、患者の署名)130
	2 (患者の署名)110
	機械的歯面清掃加算 (3 月毎)+80
	歯周疾患指導管理料 (月 1 回)+100
	機械的歯面清掃加算 (3 月毎)+80
	歯科疾患継続指導料 (月 1 回)+120
	機械的歯面清掃加算 (3 月毎)+80
	歯科口腔衛生指導料 (月 1 回)+100
	フッ化物局所応用加算 (13 歳未満、修復終了後)+80
	洗口指導加算 (4 歳以上 13 歳未満、修復終了後)+40
注) 上記 2 加算は齲蝕多発傾向者が対象。	
歯科衛生実地指導料 (月 1 回、実地指導 15 分以上)80	
歯科治療総合医療管理料 (月 1 回)140	
新製義歯指導料 (装着時または装着後 1 月以内に 1 回のみ新製義歯調整料算定時)100	
歯科特定疾患療養管理料 (月 2 回を限度)150	
共同療養指導計画加算+100	
診療情報提供料 (I)250	
(II) (主治医以外の医師による助言)500	
薬剤情報提供料 (月 1 回) (処方内容変更の場合はその都度)10	
老健患者で健康手帳に記載した場合+5	

検査	歯周組織検査 (1 口腔単位、1 月以内の検査 2 回目以降は 50/100 の算定)	ブリッジ平行測定 (1 装置につき)	電氣的根管長測定検査 (EMR) (1 根管目)30		
	1 歯～9 歯	10 歯～19 歯	20 歯以上	支台歯とボンティック(ダミー)数の合計が 5 歯以下 50	細菌簡易培養検査 (S 培) (1 歯 1 回につき)60
	歯周基本検査	50	110		
	歯周精密検査 (6 点法)	100	220	400	支台歯とボンティック(ダミー)数の合計が 6 歯以上100
(部分的再評価は歯数に応じ歯周精密検査で算定)		下顎運動路描記法 (MMG)300	ゴシックアーチ描記法 (GoA)500		
口腔内写真検査 (1 枚につき)10 (5 枚を上限)	スタディモデル (1 組につき)50	チェックバイト検査 (ChB)400	パントグラフ描記法 (Ptg)600		
		歯科疾患継続管理診断料 (患者の署名)100			

投薬注射	6 種以下	調剤 1 回の処方につき	内服・浸煎 ・屯服...9 外用...6	薬剤料 内服 (1 日分の薬価) 屯服 (1 回分の薬価) -15 円 外用 (1 調剤の薬価) 注射薬剤 (1 回分の薬価)	÷10 円 +1 点 =請求点数 (端数は切り上げ)	6 種以下	注 静脈内...30 皮内...18 皮下...18 筋肉内
	処方料 42 (3 歳未満 +3) 7 種以上 29					処方せん料 70 (後発品含む)・68 (3 歳未満 +3) 7 種以上 42 (後発品含む)・40	

画像診断	単純撮影 (I) (フィルム料含む) () の点数は症状確認標準型48 (38)	単純撮影 (II) (スタタスエックス 2 等)	スタタスエックス 2 (カビネ使用) 1 枚154
	小児型48 (38)	○フィルムの算定は、使用フィルムと四ツ切フィルムとの面積比により行う。	
	咬合型62 (47)	パノラマ断層撮影	四ツ切313
	咬翼型59 (44)	オルソパントモ型(小)317・(大)315	(6 歳未満)(小)318・(大)316
全顎 10 枚法438	3 歳未満の乳幼児には撮影料 15/100 加算		
全顎 14 枚法449			
デジ 55 (45) デジタル映像化処理加算 (フィルムなし) ...エックス線撮影 +10 / パノラマ断層撮影 +95 / その他 +60		パ・デジ 400	
フィルム料 (6 歳未満 1.1 倍)		標準型...2.8 咬翼型...4.0 四ツ切...7.8 小児型...2.5 咬合型...6.6 カビネ...4.2 オルソパントモ型... (小)11.5 (大) 9.9	

在宅	歯科訪問診療料	訪問歯科衛生指導料 (月 4 回を限度、1 日につき) (文書により情報提供を行った場合に算定)
	歯科訪問診療 1 (通院困難な患者の求めに応じ、居宅、社会福祉施設等の屋内において 1 人のみを診療し、文書により情報提供を行った場合、1 日につき)830	複雑なもの (1 対 1 で 20 分以上の場合)350
歯科訪問診療 2 (社会福祉施設等の屋内において 複数を診療した時の 1 人目および 2 人目以降で 30 分以上診療した場合、1 日につき)380	簡単なもの (1 対 1 で 20 分未満または同時に複数回を 40 分超える場合)100	
地域医療連携体制加算 (月 1 回)+300	周辺装置加算 (切削器具使用) (歯科訪問診療料算定患者または著しく歯科診療が困難な障害者を訪問診療した場合、切削の主たる行為につき)	
老人訪問口腔指導管理料 (患者 1 人につき再診月 1 回)430	* エアタービン+200	
* ただし、居宅の要介護者等に対する老人訪問口腔指導管理および訪問歯科衛生指導については以下の介護保険により請求する。	電気エンジン+50	
居宅療養管理指導費 I (月 2 回)500 単位		
歯科衛生士等居宅療養管理指導費 (月 4 回)350 単位		

補綴時診断料 (1口腔につき)

文書により情報を提供した場合に算定
 100(150)
 注)ブリッジ、有床義歯、床裏装、迫歯(増歯)が対象

補綴物維持管理料 (1装置につき)

当該補綴物の装着時に算定する。
 文書により情報を提供した場合に算定

歯冠補綴物	5 歯以下ブリッジ	6 歯以上ブリッジ
	100	440

注)
 ○5 歯以下:支台歯とポンティック(ダミー)の数の合計が5 歯以下の場合
 ○6 歯以上:支台歯とポンティック(ダミー)の数の合計が6 歯以上の場合

補綴物維持管理

○補綴物維持管理料には2年以内における同一部位の新たな歯冠補綴物またはブリッジの製作にかかわる費用を含む。
 ○補綴物維持管理中の補綴物の脱離再装着、対象歯の充填治療については、補綴物維持管理料に含まれる(装着材料料は別算定)。
 ○補綴物維持管理の対象となる歯冠補綴物は、インレーを除く鑄造歯冠修復、前装鑄造冠、ジャケット冠、硬質レジンジャケット冠である。
 ○すべての支台をインレーとするブリッジは補綴物維持管理の対象としない。
 ○乳歯は補綴物維持管理の対象としない。
 ○5 歳未満の乳幼児もしくは著しく歯科診療が困難な障害者を診療した場合、歯科訪問診療については補綴物維持管理の対象としない。

充填 (1歯につき、材料料を除く)

単純なもの	複雑なもの
52 (78)	100 (150)

充填材料料 (1窩洞につき)

	単純なもの	複雑なもの
歯冠充填用材料 I	11	28
歯冠充填用材料 II	5	11
歯冠充填用材料 III	2	
その他	13	29

エナメルエッチング(EE)・ボンディング(EB)
 (1歯につき) 43(65)
 充填物の研磨 (1歯につき) 14(21)

歯冠充填用材料 I

〔光重合型複合レジン、光重合型レジン強化ガラスアイオノマー〕

歯冠充填用材料 II

〔ガラスアイオノマーセメント、複合レジン〕

歯冠充填用材料 III

〔歯科用珪酸セメント、珪酸セメント、歯科充填用即時硬化レジン〕

その他
 (銀錫アマルガム)
ピン(金属小釘)

	1本	2本
ロック型	6	13
スクリュー型	5	10
スクリュー型(金メッキ)	11	21

歯冠形成 (1歯につき) ※前装鑄造冠は前歯に限る。

	鑄造冠			ジャケット冠	乳歯金属冠
	前歯 %冠	前装 鑄造冠	%冠・ FCK	レジン・ 硬質レジン	
生 PZ	790 (1,185)	790 (1,185)	300 (450)	300 (450)	120 (180)
失 PZ	630 (945)	630 (945)	160 (240)	160 (240)	114 (171)

失活歯メタルコア加算(前装鑄造冠、全部鑄造冠、ジャケット冠).....+30 (+45)

窩洞形成 (KP)

単純なもの	複雑なもの
44 (66)	68 (102)

支台築造 (材料料を含む)

	大白歯	前歯・小白歯
メタルコア	215 (300)	172 (244)
その他	156 (216)	143 (203)

即時充填形成.....120(180)

インレー修復形成.....120(180)

印象採得料

(1個につき)	
単純印象	連合印象
30 (45)	60 (90)

咬合採得料

(1個につき)
咬合採得
14 (21)

装着料 (1個につき)

鑄造歯冠修復 硬質レジン ジャケット冠	その他
45 (68)	30 (45)

CRインレー

	単純なもの	
歯冠充填用材料 I の製品*	123 (171)	182 (254)
歯冠充填用材料 II の製品 (SR-イソソットインレー)	106 (154)	159 (231)

(EE, EBおよび充填材料料を含む)
 *クリアファイル CR インレー
 パルフィークインレー
 クルツァーインレー CS セット
 スリーエムレジンインレーシステム
 ペルフィールインレー
 ライトフィル CR インレー

装着材料料

歯冠用接着・接着材料 I ... 16

〔接着性セメント、ガラスアイオノマー系レジンセメント〕

歯冠用接着・接着材料 II ... 12

〔ガラスアイオノマーセメント(接着用)、接着性複合レジンセメント〕

歯冠用接着・接着材料 III ... 4

〔歯科用燐酸亜鉛セメント、ハイボンド燐酸亜鉛セメント、カルボキシレートセメント、水硬性セメント〕

仮着用セメント (1歯につき) 4

鑄造歯冠修復

(材料料を含む、装着料・装着材料料は別算定)

〔大白歯の%冠は生活歯をブリッジの支台に用いる場合に限る〕

〔前装鑄造冠は前歯部に限る〕

		インレー	
		単純なもの	複雑なもの
乳歯	銀合金	189 (189)	292 (292)
	金バラ	231 (231)	375 (375)
	銀合金	189 (189)	292 (292)
前歯・小白歯	ニッケルクロム合金	185 (185)	279 (279)
	金バラ	255 (255)	411 (411)
大白歯	銀合金	194 (194)	298 (298)
	ニッケルクロム合金	185 (185)	279 (279)
14 K	(ブリッジの支台として使用する場合)	732 (732)	

前歯%冠	%冠	FCK	前装鑄造冠
		471 (471)	
493 (493)	433 (433)	600 (600)	1,393 (1,393)
391 (391)	331 (331)	471 (471)	1,258 (1,258)
376 (376)	316 (316)	453 (453)	1,218 (1,218)
	482 (482)	661 (661)	
	339 (339)	481 (481)	
	318 (318)	456 (456)	
941 (941)			

ジャケット冠

(材料料を含む、装着料・装着材料料は別算定)

ジャケット冠	392 (392) +人工歯料	
硬質レジンジャケット冠	光重合 966 (966)	加熱重合 758 (758)

乳歯金属冠

(材料料を含む、装着料・装着材料料は別算定)

	大白歯	小白歯
乳歯金属冠	239 (339)	

歯冠修復

ブリッジ	ポンティック (ダミー) (1歯につき, 材料料を含む)					ブリッジ (1装置につき)																																									
	鑄造	金 パ ラ		大 白 歯	677 (677)	ワンピースキャストブリッジ		5 歯以下		6 歯以上		その他のブリッジ																																			
				小 白 歯	615 (615)																																										
		その他	ニッケルクロム合金 銀 合 金		大・小白歯	459 (459)																																									
	金属裏装	14 K		前 歯	857 (857) +人工歯料	リテイナー		100 (150)		300 (450)		100 (150)		300 (450)																																	
		金 パ ラ		小 白 歯	555 (555) +人工歯料																																										
				前 歯	529 (529) +人工歯料																																										
	その他	ニッケルクロム合金 銀 合 金		前・小白歯	449 (449) +人工歯料																																										
	前装鑄造	金 パ ラ		前 歯	1,350 (1,350)	試 適 料 (前歯部に係る場合)		40 (60)		80 (120)		40 (60)																																			
		その他	ニッケルクロム合金 銀 合 金		前 歯									1,240 (1,240)																																	
<small>注) 金属裏装を行わないものは, 金属裏装ポンティック (ダミー) のその他で算定する。</small>																																															
冠および ポンティックの修理					前装鑄造冠, 前装鑄造ポンティック					窩洞形成 44+充填 52+材料料 11 または 5+研磨 14																																					
冠冠継続歯, レジンジャケット冠, ポンティック					修理 70+人工歯料																																										
有 床 義 歯	有床義歯 (装着料・材料料を含む, 人工歯料を除く)					印象採得料 (1装置につき)																																									
			レジン床義歯		熱可塑性義歯		単純印象 { 簡単なもの 40(60) { 困難なもの 70(105)		連合印象225(338)		特殊印象265(398)																																				
			床裏装	床裏装																																											
	局部義歯	1 歯~ 4 歯	587(617)	265(398)	815(845)		265(398)		咬合採得料 (1装置につき) 少数歯欠損 (1床1歯~8歯) 55(83) 多数歯欠損 (1床9歯~14歯)185(278) 総 義 歯280(420)																																						
		5 歯~ 8 歯	713(743)	310(465)	1,035(1,065)		310(465)																																								
		9 歯~11 歯	1,015(1,075)	460(690)	1,355(1,415)		460(690)																																								
		12 歯~14 歯	1,427(1,487)	660(990)	1,985(2,045)		660(990)																																								
	総 義 歯		2,287(2,402)	980(1,470)	3,130(3,245)		980(1,470)		仮床試適料 (1床につき) 少数歯欠損 (1床1歯~8歯) 40(60) 多数歯欠損 (1床9歯~14歯)100(150) 総 義 歯190(285)																																						
	<small>注) ○未装着の場合は上記それぞれの点数より下記の装着料を差引いて算定する。</small>																																														
	装 着 料					有床義歯の調整 (1口腔につき月1回)																																									
少数歯欠損 (1床1歯~8歯)60(90) 多数歯欠損 (1床9歯~14歯)120(180) 総 義 歯230(345)					新製義歯調整料 (装着時または装着後1月以内) ...120(180) * 有床義歯調整料 (装着後1月以降)60(90)(90) * 咬合機能回復困難患者加算+40(+60)(+60)																																										
床 義 歯	鑄造鉤 (材料料を含む)		双 歯 鉤		両翼鉤(レスト付)			バー (1個につき)(材料料を含む) 屈曲 { 金パラ { パラタル856(856) { リンガル813(813) { 不銹鋼・特殊鋼286(286)																																							
			大大・大小	犬小・小小	大白歯	小白・犬歯	前 歯																																								
	14	K	713(713)	621(621)	606(606)	513(513)	442(442)	鑄造 { 金パラ739(739) { ニッケルクロム合金, コバルトクロム合金 ...439(439)																																							
	金	パ	419(419)	376(376)	342(342)	324(324)	315(315)	補綴隙 (1個につき) 30(30) 白歯金属歯 (1歯につき) 12(12) 保持装置 (1個につき) 50(50)																																							
ニッケルクロム合金 コバルトクロム合金		225(225)	225(225)	210(210)	210(210)	210(210)	有床義歯人工歯料, ジャケット冠・ポンティック人工歯料																																								
線 鉤 (材料料を含む)		双歯鉤	両翼鉤 (レスト付)	レスト な し	フック, スパー	<table border="1"> <tr> <td colspan="2" rowspan="2">材 料</td> <td colspan="2">部 位</td> <td colspan="2">前 歯 部</td> <td colspan="2">小・白歯部</td> </tr> <tr> <td>両側</td> <td>片側</td> <td>両側</td> <td>片側</td> </tr> <tr> <td colspan="2">レジン歯</td> <td>27</td> <td>13</td> <td>27</td> <td>13</td> </tr> <tr> <td colspan="2">熱可塑性樹脂</td> <td>63</td> <td>32</td> <td>83</td> <td>41</td> </tr> <tr> <td colspan="2">硬質レジン歯</td> <td>63</td> <td>32</td> <td>83</td> <td>42</td> </tr> <tr> <td colspan="2">床用陶歯</td> <td>179</td> <td>90</td> <td>97</td> <td>48</td> </tr> </table>						材 料		部 位		前 歯 部		小・白歯部		両側	片側	両側	片側	レジン歯		27	13	27	13	熱可塑性樹脂		63	32	83	41	硬質レジン歯		63	32	83	42	床用陶歯		179	90	97	48
材 料		部 位		前 歯 部		小・白歯部																																									
		両側	片側	両側	片側																																										
レジン歯		27	13	27	13																																										
熱可塑性樹脂		63	32	83	41																																										
硬質レジン歯		63	32	83	42																																										
床用陶歯		179	90	97	48																																										
14	K	453(453)	334(334)	-	-																																										
不銹鋼・特殊鋼		205(205)	145(145)	125(125)	92(92)																																										

修理	有床義歯修理 (装着料を含む)		6月以内の修理
	*少数歯欠損(1床1歯～8歯)	250(375)《360》	140(210)《195》
	*多数歯欠損(1床9歯～14歯)	280(420)《390》	170(255)《225》
	*総義歯	335(503)《445》	225(338)《280》
注) ○印象採得を行った場合は印象採得料40(60)を算定する。 ○有床義歯の修理、床裏装の際、人工歯を使用した場合それぞれの人工歯料を別に算定する。 ○《 》内は歯科訪問診療算定患者の点数 ○著しく歯科診療が困難な障害者の点数は、全身麻酔を行った場合は算定できない。 ○5歳未満の乳幼児が著しく歯科診療が困難な障害者であった場合については、5歳未満の乳幼児加算のみを算定する。			
帯環金属冠修理 (装着料を含む)		合金金冠……………90(135) その他の合金冠……………70(105)	
歯冠継続歯修理……………70(105)		口腔外にて修理した場合は装着料45(68)、装着材料料を別に算定する。 注) ○帯環金属冠、歯冠継続歯について印象採得を行った場合は印象採得料30(45)を算定する。 ○歯冠継続歯、ボンティック(ダミー)の修理の際、人工歯を使用した場合それぞれの人工歯料を別に算定する。	

《補綴物維持管理未届出医療機関に関わる70/100の点数》

補綴時診断料 (1口腔につき)
 (文書により情報提供を行った場合に算定)……………70

補綴関連検査
 ブリッジ平行測定 (1装置につき)
 {支台歯とボンティック(ダミー)数の合計が5歯以下……………35
 {支台歯とボンティック(ダミー)数の合計が6歯以上……………70
 下顎運動路描記法(MMG)……………210
 チェックバイト検査(ChB)……………280
 ゴシックアーチ描記法(GoA)……………350
 パントグラフ描記法(Ptg)……………420

歯冠形成 (1歯につき)		鑄造冠		ジャケット冠
	前歯3/4冠	前装鑄造冠	1/2冠・FCK	レジン・硬質レジン
生PZ	553	553	210	210
失PZ	441	441	112	112

失活歯メタルコア加算
 (前装鑄造冠、全部鑄造冠、ジャケット冠)……………+21

支台築造 (材料料を含む)		大白歯	前歯・小白歯
メタルコア	164	129	
その他	120	107	

鑄造歯冠修復 (材料料を含む、装着料・装着材料料は別算定)

	前歯3/4冠	1/2冠	FCK	前装鑄造冠	
前歯・小白歯	金バラ	382	340	467	1,033
	銀合金	280	238	338	898
	ニッケルクロム合金	265	223	320	858
大白歯	金バラ	389	528		
	銀合金	246	348		
	ニッケルクロム合金	225	323		
14K (ブリッジの支台として使用する場合)	830				

注) (大白歯の1/2冠は生活歯をブリッジの支台に用いる場合に限る)
 (前装鑄造冠は前歯部に限る)

ジャケット冠 (材料料を含む、装着料・装着材料料は別算定)

ジャケット冠……………275+人工歯料
 硬質レジンジャケット冠 { 光重合……………741
 { 加熱重合……………533

印象採得料 (1個につき)
 { 単純……………21
 { 連合……………42

咬合採得料 (1個につき)……………10

装着料 (1個につき)
 { 鑄造歯冠修復……………32
 { 硬質レジンジャケット冠……………21
 { その他……………21

ブリッジ (1装置につき)		ワンピースキャストブリッジ		その他のブリッジ
		5歯以下	6歯以上	
印象採得料	193	228	28	
咬合採得料	49	98	49	
リテーナー	70	210	70	210
試験料 (前歯部に係る場合)	28	56	28	
装着料	105	210	49	
仮装着料	28	56		

ボンティック(ダミー) (1歯につき) (材料料を含む)

鑄造	金バラ	大白歯	549
		小白歯	487
金属裏装	14K 金バラ	前歯	729+人工歯料
		小白歯	427+人工歯料
前装鑄造	金バラ	前歯	401+人工歯料
		前・小白歯	321+人工歯料
その他	ニッケルクロム合金 銀合金	前歯	990
		前歯	880